

◎議 事 日 程（第5号）

平成20年9月26日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 特別委員長報告
- 日程第3 意見書案第4号 道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書について
- 日程第4 議案第35号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 愛西市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第37号 愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第38号 愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第39号 愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第40号 愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第41号 海部津島土地開発公社定款の変更について
- 日程第11 議案第42号 平成20年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第43号 平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第44号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 認定第1号 平成19年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成19年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成19年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成19年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成19年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

- 日程第21 認定第8号 平成19年度愛西市水道事業決算認定について
- 日程第22 陳情第11号 過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情について
- 日程第23 陳情第12号 愛西市内建設業者の育成発展に関する陳情について
- 日程第24 陳情第13号 日光川西排水路の柚木地内の敷コン整備の陳情について
- 日程第25 陳情第14号 公共事業を防災・生活関連に転換し、関係事務所の執行体制等の拡充を求める陳情について
- 日程第26 陳情第15号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情について
- 日程第27 陳情第16号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について
- 日程第28 陳情第17号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第28までの各事件

- 追加日程第1 意見書案第5号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書について
- 追加日程第2 意見書案第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第3 意見書案第7号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第4 委員会付託の省略について
- 追加日程第5 意見書案第5号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書について
- 追加日程第6 意見書案第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について
- 追加日程第7 意見書案第7号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

◎出席議員（30名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷲野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君

15番	後藤和巳君	16番	堀田清君
17番	加藤和之君	18番	古江寛昭君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君
21番	永井千年君	22番	黒田国昭君
23番	中村文子君	24番	加藤敏彦君
25番	加賀博君	26番	宮本和子君
27番	石崎たか子君	28番	佐藤勇君
29番	太田芳郎君	30番	柴田義継君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	五富利清彦君	会計管理者	中野正三君
総務部長	水谷洋治君	企画部長	石原光君
収納担当部長	水谷正君	教育部長	藤松岳文君
経済建設部長	篠田義房君	上下水道部長	飯田十志博君
市民生活・保健部長	加藤久夫君	福祉部長	加賀和彦君
消防長	櫻井義久君	監査委員	河原操君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤忠俊	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

本日、開会前に追加議案として意見書案第4号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（加賀 博君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（小沢照子君）

総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は、9月17日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第35号：株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、沖縄振興開発金融公庫だけが残っている理由については、平成24年以降に株式会社日本政策金融公庫に統合される見込みのためということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決しました。

議案第36号：愛西市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につきましては、現在市から派遣できるのは、社会福祉協議会と愛知県市町村振興協会であるが、逆に市へ派遣で見えている人は何名で、その費用負担についてお尋ねがありました。答弁として、一般行政職が3人、教育委員会部局が3人の合計6人ということで、費用負担については、一般行政職が3分の2で、教育委員会部局が2分の1ということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決しました。

議案第37号：愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正につきましては、何かあったのでこの議案を提案されたのかという質問に対しまして、東京で民間の施設でトラブルがあったので、市町村の公共施設に影響があるかもしれない可能性があるということで県の指導があったものですという答弁でした。賛成討論として、この条例の運用というのは、暴力団の認定が大変難しい問題が横たわっていることが明らかになり、独自の明確な運用基準など設けていないが、いろいろ調査をして運用基準を持って、恣意的な運用が行われないう、早急に整備していただくよう要望して賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決しました。

議案第41号：海部津島土地開発公社定款の変更につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第42号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、反対討論として、今回消防団員の退職報奨金や退職慰労金などの予算が一番大きな数字として計上されているが、今回の補正予算の中で21年10月から行われます個人の市民税の年金天引きはやめるべきと思っています。したがって、関連予算でありますシステム改修についても賛成はできないので、当委員会に付託された部分については反対としますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（大宮吉満君）

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は、9月18日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第38号：愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第39号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、指定管理者が行う業務内容についてお尋ねがありました。答弁として、八開老人憩いの家については、老人に対する健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜供与で、デイサービスセンターについては、在宅の高齢者に対する通所による各種サービスの提供ということでございました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第40号：愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、この施設について、指定管理者を公募にするのか、また非公募かという質問に対しまして、任意指定を考えているという答弁でありました。反対討論として、直営の第1わかばの事業を行

っているのにもかかわらず指定管理を行うのは問題であり、職員を配置して管理業務は市が行うべきと考えるので、この議案に反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第42号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、心をむすぶ学校づくり推進事業の事業内容についてお尋ねがありました。答弁として、地域の人々の理解と協力を得ながら、地域の人たちとのかかわり心を結ぶ活動を展開し、学校が真に楽しい学びの場となるよう支援していくもので、具体的には保育園児の運動会への参加、年長児と5年生の触れ合い、イチゴ農家との交流やジャムづくり、農家の指導によるサツマイモ栽培活動などを実施していくものということでありました。また、反対討論もありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第43号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、障害者控除認定書の非該当者についてお尋ねがありました。答弁として、介護認定に使用する調査書等により認知症高齢者に日常生活自立度と障害高齢者の日常生活自立度の組み合わせにより自立となった者が非該当者になるということでありました。賛成討論として、国の方針では5年遡及できるとなっているため、この機会に5年遡及を行えるようにすべきであり、住民に少しでも税金が戻るように配慮すべきと考え、この議案に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第15号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情につきましては、賛成討論として、学級規模の縮小については日本の基準は40人まで認めているため、日本の小学校は平均28人学級です。欧州では1クラス20人程度が常識となっています。今本当に必要なことは、道徳の押しつけではなく、子供たちが社会の主人公になっていくための人格形成のため、子供たちや先生たちが伸び伸びと学べる、教えられる教育環境を早くつくることであるため、この陳情に賛成しますという意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択と決しました。

続いて、陳情第16号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情につきましては、賛成討論として、毎年愛西市の私学に通う父兄から陳情書が提出され、大きな運動を繰り返して行われている結果、国もわずかですが増額されています。しかし、子供を取り巻く社会問題はますます大きくなり、私学の持つ独自性を発揮できる私学の役割は増大しています。長引く不況の中、父母負担と教育条件の公私格差は広がるので、この陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択と決しました。

陳情第17号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情につきましては、賛成討論として、愛知県の私学では、学校や地域で、父母と教師、生徒、市民が合流して参加するサマーセミナーやオータムフェスティバルなど多彩な取り組みが行われています。しかし、県は平成11年度に私学助成が15%カットされ、少しずつ増額はされていますが、いまだに15%は回復されていません。公私格差をなくすためにも、子供と教育のためを最優先にして、父母負担軽減のためにも県の私学助成の拡充に関する意見書の提出をお願いして賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で採択と決しました。

また、採択されました陳情につきましては、本日の本会議で採択されましたら意見書案を出すということでその案文を御協議いただき、準備させていただいております。

以上、報告を終わります。

**○議長（加賀 博君）**

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

最後に、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

**○経済建設委員長（大島 功君）**

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、9月19日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第42号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、畜産振興対策事業はJAが主体となっていて行っているようだが、市はどのようなことにかかわっているのかという質問に対しまして、JAの作成する申請書類等の審査及びチェックを市が行っているという答弁でした。賛成討論として、議案第42号の全体としてはさまざまな問題もありますが、当委員会に関する部分につきましては適切だと考え賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第44号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）につきましては、鶴多須地区の排水を利用している世帯数と年間の負担はどのくらいかというお尋ねがありました。答弁として、207世帯で年間の負担額はおおむね5万3,300円です。また、8月末現在の接続率は94.2%ということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第11号：過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情につきましては、反対討論として、この陳情書を読んだだけではよく理解できないということと、安全基準の問題等事実関係を含めて地方ではなかなか確認できないという問題があります。また、当事者の企業が提出していて、当事者の企業の商品の特別扱いとか許認可を求めているという点でも適切ではないと判断し、この陳情に反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成者がなく不採択と決しました。

陳情第12号：愛西市内建設業者の育成発展に関する陳情につきましては、当委員会の結論として、理事者に検討方を要望するということが決定いたしました。

陳情第13号：日光川西排水路の柚木地内の敷コン整備の陳情につきましては、当委員会の結論として、理事者に検討方を要望するということが決定いたしました。

陳情第14号：公共事業を防災・生活関連に転換し、関係事務所の執行体制等の拡充を求める陳情につきましては、賛成討論として、現在、全国に土石流、地すべりなど危険箇所が52万カ所以上ありますが、これを早急に進めなければならないということで、環境に配慮しながら防

災対策を進めることが必要と考えます。こういったことは国が責任を持ってやるべきで、地方の国交省の職員の充実というのは必要だと思います。国交省職員そのものが減らされる中で、労働実態も年間360時間以上の超過勤務をしている職員が4割弱いるというような過激労働にもなっている状況です。業界に対する指導や監督あるいは調査というような仕事もどんどんふえているような状況であるので、そうした点でも機構の体制の充実などを求められています。そうしたことを考えれば、今回の陳情を市として国に対して求めていくことは非常に大切だと思いますので、この陳情に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

なお、付託案件審査終了後、道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書を提出することになりましたので、よろしくをお願いします。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・特別委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・特別委員長報告を行います。

認定第1号から認定第8号の決算につきましては、決算特別委員会において御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

決算特別委員長、報告をお願いいたします。

○決算特別委員長（古江寛昭君）

決算特別委員会の結果を報告いたします。

決算特別委員会は、9月22日午前10時から市役所委員会室において、正・副議長にも御出席をいただきまして開催いたしました。当委員会に付託されました案件は、慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、認定第1号：平成19年度愛西市一般会計歳入歳出決算の総務委員会所管の関係につきましては、インターネットバンキングの利用状況についてお尋ねがありました。指定金融機関を通じての各種振り込みを毎月5日、10日、16日、20日、25日及び月末の月6回振り込み手続をコンピューターにより処理をしているとの答弁でした。また、コミュニティー推進協議会の決算書の様式がそれぞれ違うが統一できないかという質問には、連絡協議会において検討するようお話しさせていただくということでした。個人市民税の収入額が前年度より増額になっているがその理由はという質問に対しましては、主なものとして、税率の一元化と定率減税の廃止及び老年

者非課税措置の段階的廃止によるものという答弁でした。消防費につきましては、耐震性貯水槽の今後の計画について質問がありました。答弁として、現在市内に36基の耐震性貯水槽があるが、消防水利の充足率が86%であるので、今後も逐次整備していきたいということでした。

文教福祉委員会所管の関係につきましては、訪問調査委託件数が減っているがその理由はという質問に対しまして、18年度は新規の方すべてが区分認定が必要であり、最長3年間有効であるが、19年度については、新たに区分認定を受けた方ということでした。小規模授産所事業で障害者の方が受けている1人当たりの年間の賃金についてお尋ねがありました。答弁として、のぞみ作業所が10万7,000円、立田福祉作業所が4万3,000円、八開福祉作業所が10万2,000円、佐織福祉作業所が10万9,000円ということでした。また、キャッププログラム事業については、市内保育園、幼稚園の年長クラスを対象に、暴力から身を守る力を学ぶためのものであるということでした。

経済建設委員会所管の関係につきましては、農地・水・環境保全向上活動支援事業について、なぜ委託しなければならないかという質問に対しまして、平成19年度から始まった事業で、委託することにより、各活動組織が円滑な事業展開ができ、事業の目的を達成することができるという答弁でした。また、地区内工事等の執行状況等についてお尋ねがありました。住宅密集地を対象にしたヘドロしゅんせつ工事については、執行件数は41件でした。側溝工事につきましては執行件数が66件で、舗装工事につきましては執行件数は54件ということでした。反対討論として、予算規模を縮小する中、総合計画の作成、巡回バスの運行、平和行政の推進、児童館、子育て支援センターの用地取得、小中学校の耐震補強工事など前進面がありましたが、平成17年度から始まった大增税は高齢者を中心に大きな負担となっています。19年度決算では個人の市民税の調定額はふえています。これは定率減税の廃止が反映しています。市民税の増税は他に影響が及び、市民を苦しめています。国の大きな負担増に対して、自治体の本来の役割である住民の暮らしと福祉を守る役割を十分果たしていない状況から、認定第1号の決算認定には反対しますという御意見がありました。採決の結果、認定第1号は賛成多数で認定されました。

認定第2号：平成19年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算については、全員賛成で認定されました。

認定第3号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、反対討論として、平成19年度は定率減税や老年者控除が廃止されたため、国保税が値上げになりました。払いたくても払えない人がふえています。こういうときこそ市の減免制度を充実させるべきです。国の悪政から住民の暮らしを守る立場が不十分であるため、この決算認定には反対しますという御意見がありました。採決の結果、認定第3号は賛成多数で認定されました。

認定第4号：平成19年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算については、全員賛成で認定されました。

認定第5号：平成19年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算については、反対討論として、介護保険は平成18年度に制度改悪が行われ、これまでどおりのサービスを利用できなくなりま

した。また、利用料等の値上げで、介護保険を利用したくても利用できない状況がつけられました。これは国が社会保障の予算を減らすため強引な形で進められ、地方自治体に無理難題を押しつけた結果ですが、市民の暮らしと福祉を守る自治体の役割を果たすことを求めてこの決算認定に反対しますという御意見がありました。採決の結果、認定第5号は賛成多数で認定されました。

認定第6号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算については、農業集落排水事業の各地区の接続率についてお尋ねがありました。佐屋地区が93%、立田地区が57.8%、八開地区が76.6%ということでした。採決の結果、認定第6号は全員賛成で認定されました。

認定第7号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、反対討論として、愛西市の下水道事業については、農業集落排水事業やコミュニティープラント以外はすべて公共下水道事業の計画です。それでは時間も費用もかかります。大型事業である公共下水道事業だけでなく、もっとコミュニティープラントや合併浄化槽を積極的に取り入れて進めるべきと考え、この決算認定には反対しますという御意見がありました。採決の結果、認定第7号は賛成多数で認定されました。

認定第8号：平成19年度愛西市水道事業決算認定については、水道料金の未納額と徴収率についてお尋ねがありました。未納額は1,100万円で徴収率としては97.3%ということでした。反対討論として、平成19年9月より佐織地区の水道料金が平均18%値上げが行われました。この値上げについては、赤字解消のための値上げは必要性はあるが、住民税や国保税など住民負担がふえる中で、公共料金である水道料金を値上げすべきではないと反対しました。よって、この決算認定については反対しますという御意見がありました。採決の結果、認定第8号は賛成多数で認定されました。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして特別委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・意見書案第4号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・意見書案第4号：道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○19番（大島 功君）

意見書案第4号：道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書について。

このことについて、愛西市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。本日の提出、愛西市議会議員 大島功。賛成者、愛西市議会議員 後藤和巳議員、柴田義継議員、真野和久議員、鬼頭勝治議員、田中秀彦議員、堀田清議員、八木一議員、村上守国議員。愛西市議会議長 加賀博殿。

それでは、朗読して説明にかえさせていただきます。なお、要点のみを朗読させていただきます。

道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書（案）の内容といたしましては、4町村が合併してスタートした愛西市においては、地域の一体性を確立することや均衡ある発展のため、幹線道路網の整備と本市周辺の市町との一体的な発展のため、道路整備等はより一層重要と考えます。よって、国におかれては、地方の実情や意見を十分に踏まえ、道路整備財源の安定的確保と地方財源の充実強化を図ること。地方の意見を反映した新たな道路整備計画を策定すること。暫定税率の失効期間中の減収に対する適切な財源措置を講ずること。以上3点の事項に取り組まれることを要望するものでございます。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年9月26日、愛知県愛西市議会。提出先は、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿、国土交通大臣殿あてでございます。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（加賀 博君）**

次に、意見書案第4号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

21番・永井千年議員。

**○21番（永井千年君）**

この意見書を議論する上で、3点質問をいたします。

一つは、政府与党が約束した道路特定財源の一般財源化、この問題について、私は直ちに行う必要があると思いますが、どのような議論があったのか。

それから、道路中期計画の廃止という問題が大きな問題だろうと思いますが、現在5年に短縮された道路中期計画も、これは無駄な高速道路をつくり続ける、ある意味では装置になっているというふうに思いますので、この意見書の中の2番目に出ている新たな道路整備計画というのは、この道路中期計画の廃止を前提にしているのかどうか2点です。

それから3点目は、来年度予算で、国土交通省は昨年よりも15%増の概算要求を行っておりますが、この要求どおりであれば、この揮発油税などの特定財源をすべて道路に注ぎ込むことになってしまうわけで、一般財源化の約束と違ってくるということになると思いますが、その点についてはどのような議論があったのかなかったのか、なかった場合については、提案者の御意見があれば説明をいただきたいというふうに思います。

**○19番（大島 功君）**

先ほど、3点御質問ございましたけれども、これとって込み入った議論はございませんでした。以上でございます。

○21番（永井千年君）

提案者の御意見があれば述べていただきたいというふうに思うんですが。

○19番（大島 功君）

提案者の御意見ということではありますが、私も地域全体を考えれば、道路は地域に必要なものだというふうに考えて、答弁いたします。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

10番・真野和久議員。

○10番（真野和久君）

今先ほど、委員長の方から中期計画、それから道路特定財源の問題について、これといった議論はなかったというお話でしたが、現実には、私を含め、また吉川議員等が、この道路一般財源の問題に関してはやはり一般財源化すべきだと、特定財源については。そうした前提に立って、この意見書を踏まえて考えていくべきだという形で議論がありましたので、そうした立場から私も今回については賛成をしたということですので、そこはしっかりと踏まえていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

意見書案第4号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第4号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。反対討論のある方。

〔挙手する者あり〕

5番・吉川三津子議員。

○5番（吉川三津子君）

道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書に対して、反対の立場で討論いたします。

経済建設委員会でも道路特定財源の使い方をもとに戻せとの要望ですかというような質問もさせていただきました。その中に、はっきりとした答弁が私はいただけなかったのではないかなというふうに感じております。道路特定財源は、一般財源化されることにより、社会保障に

も教育にも、そして道路にも使える財源にするということになっております。私は、道路が広くなったり、きれいになったりすることに反対するものではありませんが、少子・高齢化を迎えるに当たり、道路特定財源が今後どのように使われるか大きな関心を寄せるところであり、貧困対策や教育、福祉にも使われることを期待している一人であります。

今回の意見書では、物資輸送道路、新架橋、勝幡駅前開発など大規模開発が上げられています。私は、愛西市の道路整備において市民が求めているのは、大きな道路よりも生活道路への要望が多いかと思っております。そういったことから、今までの道路特定財源の趣旨と方針の維持を求める内容と誤解を受ける可能性のあるものに対して、私は賛成ができません。

以上、反対討論です。

**○議長（加賀 博君）**

他にございませんか。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

9番・村上守国議員。

**○9番（村上守国君）**

意見書案第4号：道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書について、賛成討論を行います。

道路は、社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設であり、計画的に整備維持管理することが重要であることが考えられます。また、災害に対応する避難道路等を確保して、安全・安心な地域づくりを実現するために、道路整備は一層重要と考えます。

地方においては道路整備が遅れており、まだまだ解決しなければならない課題が数多くあり、道路施設等の老朽化も進んでおり、修繕等が差し迫っているのが現状であります。これらの課題を適切に対処するためにも、地域に必要な道路整備財源の安定的確保を図ることが大事であり、社会資本整備は明確なビジョンをもって進めなければならないと考えます。

以上の理由から、この意見書案に賛成とします。以上です。

**○議長（加賀 博君）**

他に。

[挙手する者あり]

10番・真野和久議員。

**○10番（真野和久君）**

今回の道路整備の促進と道路財源の確保に関する意見書に関して、賛成討論を行います。

この意見書にかかわる問題として、やはり考えなければならないのは、先ほどもありました道路特定財源、また道路中期計画の問題です。現在、この道路特定財源をめぐる中心的な問題というのは、10年間で59兆円という税金を道路中期計画へ総額先にありきですべて注ぎ込むと

いう仕組みをつくってきた、そこに大きな問題があります。この中期計画では、生活道路の整備というよりも、バブル期に計画された1万4,000キロの高速道路網や、あるいは7,000キロの地域高規格道路などを全国に張りめぐらすことを前提としており、また、この愛知県では伊勢湾口道路やまた東京湾口道路など、際限のない道路建設に道を開くものであります。

またこの道路財源をめぐることは、建設官僚の天下りや不適切な支出なども問題となっております。今、国民の声に押されて、政府与党は、道路特定財源の一般財源化、そして中期計画の見直しを言わざるを得ないところになっております。こうしたことを踏まえて、やはり今回の意見書に関しては、身近な生活道路の整備、またはその財源は必要という観点から、はっきりとその内容をうたうことが大事だと考えて、委員会の中では、例えば現在の愛西市において、立田大橋が大変混雑しているという点では、生活関連として必要ならば新たな橋、これを明確にすべき、また1項目めの道路整備財源についても身近な道路特定財源を戻すのではなくて、生活に密着した生活道路の整備ということをつけ加えること。また、2項目めについても、市町村や市民の意見を反映した道路整備計画にするという点で、生活道路ということに明確にすべきだということをお願いしてまいりました。ただ残念ながら、委員会ではその加筆については認められませんでした。しかし、今後こうした意見書を提出する際には、突然委員会に出すのではなくて、事前に調整をし、意見をまとめながらやっていくということも約束をされましたので、今回については賛成をいたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第35号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議案第35号：株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第36号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第36号：愛西市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第37号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第37号：愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

本条例の内容には賛成でありますけれども、本会議の質疑、委員会の質疑を通じまして、暴力団の利益になるということの認定をどのように行うのかについて質疑も行いましたけれども、あいまいさが残っていると思います。特に、準構成員などの場合に、漫然と準構成員であるといった情報提供はしないと、構成員とほぼ同視得ると確実に言えるか否かは個別に判断すると警察庁も言っており、この準構成員の多くは情報提供がなされないことになります。そうしますと、その点について独自に判断する必要に迫られてくるというふうに思います。

やはりこのさまざまなケースを想定した独自の基準をきちんとつくって、恣意的な運用が行われないようにしていく必要があるというふうに思います。そのことを求めて賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第38号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第38号：愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第39号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第39号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

反対討論です。

この条例の中で、暴力団の規制には賛成であります。保健センターの事務所としての機能廃止には賛成できません。保健センターとして維持し、従来どおり八開総合福祉センターは直営で管理すべきであり、指定管理にも反対であります。

地域保健法の18条に定められている市町村の保健センターは、言うまでもなく、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行うことを目的とする施設、健康づくりの拠点施設であります。合併によって、その拠点施設が四つできた利点を生かして、特色ある事業を充実して、市民に身近なところで市民の健康を守る行政をなぜ進めようとならないのか、市民からも、一方ですべての小中学校区に児童館、子育て支援センターの整備などを進めながら、健康づくりにおいては、せっかくある施設を生かそうとならないで、なぜ事業の統合を進めようとするのか、強い疑問の声が寄せられています。本会議の答弁で、当初は苦情があったが今はない。距離感については市民に迷惑かけていないという趣旨の答弁がなされておりますが、現に私たち日本共産党議員団には廃止反対の声が届いており、この市民の声が届かない、聞こえないことをもって声がないと断定すれば、それこそ裸の王様にもなりかねません。また、今は過渡期だととらえていると答弁をされましたが、条例上、保健センターを残しながら、違う使用目的で使うことは、行政のやり方としても許されないと思います。

そして、1人2人の職員では多様なニーズにこたえられない、このやり方が効率的、合理的と考えている。保健師は津島10人に対して愛西市は20人だとも答弁をされていますが、私は1人2人で不十分なら、保健師を増員し、十分な職員体制をつくるべきだと考えています。

以上、八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例などの一部改正についての反対討論いたします。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

私も反対の立場で討論いたします。

私は、指定管理者制度そのもの、八開センターに導入するか否かではなくて、指定管理者制度そのものに反対する立場ではありませんが、今回、指定管理者制度を八開総合福祉センター

に導入するか否か、それ以前の問題が愛西市にはあると思います。市全体として、どのように施設の整理統合をしていくかの部分にも納得の行かないものを感じております。今ある施設を有効に使おうという視点ばかりで、市民の日々の生活のこと、地域づくりのことが置き去りになっているのではないのでしょうか。今回、八開総合福祉センターが貸し館業務をすることについてですけれども、このルールについてはいろいろ問題がありますが、市民団体が部屋を借りやすくするとか、遅い時間まで借りられるようにする。そういった面においては評価ができる。これから退社後も市民活動ができる地盤づくりをするという趣旨については賛成です。しかし、八開総合福祉センターがその場所としてふさわしいかどうかということについては疑問を感じております。八開総合福祉センターは、今まで乳幼児からお年寄りまで、だれもが出入りしやすい地域の核というべき出会いの場だったと思いますし、今後もそうあるべき施設ではないのでしょうか。私は、地域の人と人とのつながりを大切に、地域での助け合いが自然に生まれる環境づくりが一番の行財政改革だと思っております。今、新庁舎計画の検討がされていますが、それと並行して地域ごとのまちづくりを踏まえた市全体の施設計画を考えていくべきだと思います。

よって、時期尚早であり、さらに慎重な審議が必要であるという観点から、この議案には反対いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

議案第39号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案について、一つは、一般利用者の迷惑や不法事案の発生を防止するために改正されるものであり、福祉目的に利用される利用者の方々が利用しやすくなるよう考慮されたものであると考えます。指定管理者制度の導入につきましては、センターが少しでも有意義に利用できるよう考慮されたものであると思っておりますが、指定管理者制度の有効性を少しでも多く取り入れることができるよう考慮していただき、また現状のサービスは当然のこと、現状以上のサービスを利用者及び市民に提供していただきますようお願いをいたしまして、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第39号を採決いたします。

議案第39号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第40号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第40号：愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対討論であります。立田の保健センターの事実上の廃止ということですが、この問題については、今議論しました議案第39号の議論と基本的に同じ考え方です。保健センターとして維持し、従来どおり直営で管理すべきであり、指定管理にも反対であります。わかばという直営の事業がある以上に、当然施設は直営で管理すべきだと思います。

診療所の届けも維持すべきであります。条例上、保健センターを残しながら、違う使用目的で使うことは、やはり許されません。せつかくあるこの施設を最大限生かして、人員が足りなければ保健師を増員し、十分な職員体制をつくって、健康を守る多様な事業を進めるべきであります。

以上、反対討論いたします。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第40号：愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

議案第39号の八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対討論でも述べましたように、保健センターは、それぞれの地域の核となる施設であり、乳幼児健診や成人健診などを維持し、年代を超えた人たちが気軽に出入りできる場として、また地域の方々のよりどころとして残すべき施設だと私は思っております。本会議でも述べましたが、保健師の皆さんはとても頑張ってくださいということも重々承知しており、一堂に会しているということで情報共有がしやすくなり、仕事もしやすくなっていると思っております。しかし、一方、デメリットを地域の方々が抱えたのではないのでしょうか。少子・高齢化を迎えるからこそ、地域での人と人とのつながりをつくる施設を高齢化率の高い地域に残すことは重要なことであり、何をカットし、何を残すのか、いま一度考えていただきたいと私は思います。

また、今議会で明らかになったことではありますが、立田保健センター内で実施する事業は直

営で委託、そして施設の管理は指定管理者制度と、同一のNPOをお願いするそうですが、机上論では線引きができますが、引き受けになられた団体は、委託事業と指定管理者事業との人の配置や会計処理において大変複雑になり、どのように管理運営されるのでしょうか。

また、今回立田保健センターの施設管理をお願いするために指定管理者制度を導入したいとの説明がありましたが、一方で、このような答弁もされております。

メリットとして、事業展開ができるということのメリットを挙げられました。具体的に、立田保健センターをどのようにしていこうとされているのか、私にはよく見えません。指定管理者制度は、一度導入したら3年、5年と続くものです。一たんお願いしたら、そこで働く方々への継続した労働確保に関しても市が全く責任を負わないというわけにはいかないと思っております。指定管理者制度ありきで進められるのではなく、慎重に検討すべきであるということで、私は反対いたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

6番・榎本雅夫議員、どうぞ。

○6番（榎本雅夫君）

議案第40号：愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案につきましては、委員会の場でもさまざまな質疑がなされましたが、現状のサービスは今後も続けて提供していただけるとのことでしたので、賛成討論をさせていただきます。

保健センターの役割は、本来住民の健康を守る上で、とても身近で重要な立場であることは言うまでもありません。そのような中、今回の指定管理者制度導入につきましては賛否両論あるかと思いますが、住民・市民に対して現状のサービス提供を確保し、指定管理者制度導入によるメリットである今まで以上のサービスを提供できるよう考慮していただきたいと思っております。

今回の指定管理者制度においては、施設設備及び備品の維持管理に関する業務とのことでもありますので、施設管理において十分な知識と経験がある指定管理者をわかりやすく透明性のある選定をしていただき、本来の保健センターの意義を忘れることなく有意義に市民方々に利用していただくセンターにしていただくことをお願いをしまして、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第40号を採決いたします。

議案第40号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決決定といたします。

ここで、10分間ほど休憩をとりたいと思います。再開は11時15分からということで、よろしくお願いいたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第41号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第41号：海部津島土地開発公社定款の変更についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第42号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第42号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず、反対討論の発言を許します。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

消防団員の退職報奨金や退職慰労金などには賛成であります。21年10月から行われます個人の市民税の年金天引きは、2分の1の歯どめもなく、あるだけ引いてしまう制度であり、

到底賛成できません。したがって、その関連予算であるシステム改修にも賛成できませんので、課税事務電算委託料には反対であります。

また、八開総合福祉センターや立田保健センターの指定管理を審議する予定の公の施設管理者選定委員会委員報酬の増額にも反対であります。

以上を理由として、平成20年度愛西市一般会計補正予算に反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第42号：平成20年度一般会計補正予算、反対の立場で討論いたします。

先ほど、議案第39号、40号で立田・八開の保健センターに関する予算、公の施設管理者選定委員会の委員報酬が含まれているということで反対をいたします。

また、今回補正予算案には、情報公開審査会の予算もとられております。ホームページなどでいろいろな情報がみずから開示されるようになり、公開度が以前より進んだことは評価しておりますが、各種審議会の議事録の残し方や情報公開請求の仕組みにおいての課題を議案質疑でも述べさせていただきました。積極的に情報開示をしていくとの方針のもと改善されることを要望して、私の反対討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

8番・田中秀彦議員、どうぞ。

○8番（田中秀彦君）

議案第42号：平成20年度愛西市一般会計補正予算について、賛成討論をいたします。

今回提出の補正額9,705万5,000円の歳入内訳は、国庫支出金99万2,000円、県支出金232万3,000円、前年繰越金5,399万6,000円、諸収入3,974万5,000円であります。

一方、歳出の主な内訳のうち、市税還付金2,000万円の補正については、国の税源移譲に伴う所得税率の変更に伴い、税負担軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担増加の影響を受けた方に平成19年度分の住民税額から税源移譲により増額となった住民税の相当額を減額し、納付済みの場合は還付する予算措置であり、国の税法に基づく措置であります。すなわち、平成19年に所得が減り、所得税が課税されなかった方が対象になる還付制度でございます。しかし、この還付制度は、対象者本人が還付申告をしなければ還付されない制度であり、還付対象者に市税務当局は周知徹底する必要があると考えます。

次に、課税事務電算委託料1,884万8,000円の補正は、個人住民税を公的年金などから特別徴収制度への導入によるもので、特別徴収初期導入費及びシステム改修に伴う費用であります。公的年金などからの特別徴収は、普通徴収からの切りかえで、新たに税が発生することはなく、時代に対応した徴収方法に変更される必要がある必要な措置と考えます。

次に、老人福祉費の介護保険繰出金891万3,000円は、障害者控除認定者システム導入のため、介護保険システムの中へ組み込む改修費等で、システム導入への必要な経費と考えます。

また、消防費4,143万1,000円の本市消防団再編に伴う消防団員退職報奨金と退職慰労金の謝礼については、当然の支出と考えます。

その他、県の補助金2件は、畜産振興対象と心をむすぶ学校づくり推進事業費であります。農業集落排水等特別会計繰出金579万3,000円につきましては、八開・鶴多須地区の処理場機能強化事業執行のための汚泥処理費等でございます。やむを得ない支出と考えます。

今回の補正予算の内容を精査の結果、いずれの事業も本市にとり必要な事業であり、予算措置が必要と考えられます。

最後に、電算システム導入及び改修に伴う費用については、システム業者の言いなりになるのではなく、厳しく費用交渉をすることを強く要望し、議案第42号：平成20年度一般会計補正予算の賛成討論といたします。

**○議長（加賀 博君）**

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第42号を採決いたします。

議案第42号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第43号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第43号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

議案第43号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算についての賛成討論を行います。

今回の介護保険特別会計補正予算には、私ども日本共産党議員団や自治体キャラバンなどで繰り返し介護認定者の障害者控除の認定申請ができやすいようにと求めていたものでございます。津島市では、介護認定を対象に申請すれば障害者控除が受けられるように案内が送られて、

1,000名以上の方が申請をしております。愛西市でも、20年度の確定申告では1,332人の対象者に障害者控除認定書が送られるようになります。障害者控除が受けられ、少しでも介護をしている世帯に税金が戻り、介護費用の負担の軽減になるのではないかと喜ばれることでしょう。国の方針では、5年遡及ができるとなっているのですから、この機会に5年遡及を行えるようにすべきではないでしょうか。固定資産税のように5年遡及でとるばかりでなく、住民に少しでも税金が戻るように配慮すべきではないかと申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第43号を採決いたします。

議案第43号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第44号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第44号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第44号を採決いたします。

議案第44号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・認定第1号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・認定第1号：平成19年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議

題とし、討論を行います。

通告に従い、まず、反対討論の発言を許します。

最初に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

認定第1号：平成19年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

合併3年目の愛西市の予算として、平成19年度予算が計上されました。前年より予算規模を縮小する中で、愛西市の総合計画の作成、合併前からの願いでありました立田・八開地区の巡回バスの運行や、またすべての小学校区での学童保育を実施するための児童館、子育て支援センターの用地取得、そして折りヅルを中学校に託す新たな平和行政の推進、総合斎苑の基本設計、勝幡駅前広場事業の推進、消防団の再編の取り組みや自主防災会の強化、小・中学校の耐震補強工事などの前進面がありました。しかし、日本共産党議員団は、平成19年度予算審議でも反対をいたしました。それは、平成17年度から始まりました大增税、高齢者を中心に大きな負担となっておりますが、それに続いて18年度、19年度は、定率減税の廃止で住民に大きな負担となりました。19年度決算で、市民税個人分が18年度より25%、7億5,213万円ふえておりますが、国からの税源移譲とともに定率減税の廃止、または高齢者の年金の控除の廃止が反映しております。決算審議の中でも定率減税の廃止による影響額が1億5,000万円、老年者控除廃止による影響額が890万円ということが明らかになりました。市民税の増税は、国民健康保険税や介護保険税、介護サービスの利用者負担、老人医療費の窓口負担、保険料に影響が及び高齢者や市民を苦しめております。庶民増税が暮らしを守る点でも、また消費を拡大して景気回復をする点でも二重の誤りであることが示されております。

具体的に各項目で見えますと、総務関係では、住民基本台帳ネットワークの接続の問題や総代制に固執している問題。民生関係では、障害者自立支援の負担の問題や差別医療であります後期高齢者医療制度の準備、そして衛生関係では斎場問題、基本設計の策定、用地決定について、今住民説明に十分こたえられない状況が生まれております。特に19年度は、周辺道路を斎場計画とは関係ないとして建設工事を先行したことが、地元西保団地の住民の皆さんにも大きな怒りとなっております。時間がかかっても住民の合意を得て進める。この基本に立つことが大切であります。また教育関係では、全国学力テストが実施される。また給食の調理業務の民間委託。

今、国の大きな負担増に対して、自治体の本来の役割である住民の暮らしと福祉を守るその防波堤の役割を十分果たしていない。そして、決算額で16億円という大きな残額が出ておりますが、これももっと積極的に住民要求実現のために使うべきだという立場から、この決算認定には反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

認定第1号：平成19年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

行革等の推進、いろいろ評価できる部分もたくさんあると思いますが、私は平成19年度の議会で今進められている総合斎苑に対して、たくさんの疑問を投げかけてまいりました。今も私はそれらの疑問の多くが消えておりません。1億5,000万円もかけた通称額縁道路と呼ばれている斎場周辺道路については、複雑な農業振興地域除外手続を逃れるための敷地減らしのための道路建設ではないかとの指摘をいたしました。道路測量を公共嘱託に随意契約したり、道路工事を分割入札にしたりと、契約や支出に関することで、私の疑問は晴れておりません。また、斎場建設基本計画においても、基本的な部分において変更するつもりはないとした上で、パブリックコメントが実施されました。市民参加不十分であり、市民に対する説明責任が果たされていません。こうした斎場建設絡みの工事や契約、進め方は問題であるとの考えから、認定第1号のこの決算の認定については反対といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、2番・鷺野聡明議員、どうぞ。

○2番（鷺野聡明君）

認定第1号：平成19年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

平成19年度には、大変厳しい財政状況が続く中、各種事業が実施されました。市道、都市計画道路の整備事業、排水路改修工事、土地改良事業補助、乳幼児健康育成支援事業、児童福祉施設整備、小・中学校の建物耐震補強工事、そのほか財源確保のための広報誌有料広告が2007年7月よりスタート、それぞれ一定の成果を上げつつある。平成19年度一般会計の決算は、歳入209億4,981万1,015円、歳出193億3,312万1,247円となり、前年度に比べ、歳入では2億4,303万7,032円、1.1%減、歳出では2億6,130万1,051円、1.3%減と、それぞれ減少しています。当年度の歳入決算額に占める自主財源比率は50.9%で、前年度より4.0ポイント高くなっているが、一方、市債の一般会計未償還額が163億6,072万989円と、前年対比約13億円の増となっている。ここで景気回復を期待したいところですが、アメリカサブプライム住宅ローンや原油原材料価格の高騰、株式市場の低迷等、むしろ景気後退感が一段と強くなってきました。

愛西市としても市税徴収率のさらなる向上や各種補助金や経費の見直し、そして企業誘致への取り組み等、さらなる努力を望みたい。また、平成20年度に愛西市有形固定資産台帳整備を進められる中にて、売却可能資産か否かの判定も進められており、有形不動産処分等、抜本的な財政再建への着手に新年度期待いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（加賀 博君）

次に、7番・岩間泰彦議員、どうぞ。

○7番（岩間泰彦君）

平成19年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定については、私は適切とみなし、賛成の立場から討論をいたします。

日本の経済状況は、長く続いた景気も陰りを見せ、米国の信用力の低い人向け住宅ローン、いわゆるサブプライムローン問題による金融市場の混乱は続いており、原油高騰とともに景気の減速感は強く、先行きはマイナスの要素が多い状況でございます。

最近では、好調であった東海地方の景気も減速し、ついにはリーマンブラザーズが経営破綻し、米国の金融危機で不安が広がっております。そういった状況の中、合併して3年で4町村の調整は大きな課題であり、予算の執行において偏った傾向はありますが、合併の精神からやむを得ないかなと感じております。当初予算は188億9,000万円で、前年度比6%減でスタートし、新規事業としては旧立田・八開地区の巡回バス運行、児童館及び子育て支援センターの建設用地購入、継続事業として、勝幡駅前広場整備事業などでございます。平成19年度歳入決算額209億4,981万1,015円で、前年度比マイナス1.1%、平成19年度歳出決算額193億3,312万1,247円で、前年度比でマイナス1.3%であり、微減ではありますが節減への努力などが見られるのではないのでしょうか。

今後の大きな事業には、その必要性、緊急性を勘案の上、費用対効果を考慮し、できるだけ経費を圧縮するとともに、自主財源の確保増大のための施策を要望いたします。

なお、地方公共団体の財政健全化に関する法律の規定により平成19年度から始まった健全化判断比率及び資金不足比率については、審査の結果、財政状況及び経営状況が適切であると認められましたが、財政需要が増大して、このまま行政運営を続けるのは困難な状況との見解には、将来を考えて心しなければなりません。市の財政状況は公表し、わかりやすい説明をして、住民の理解を求めることも必要でしょう。住民サービスの見直し、現在進めている補助金などの見直し、事業・事務の合理化及び効率化などの行財政改革を進め、さらなる財政の健全化を図るには、痛みを分かち合うことも必要ではないかと思えます。

以上、私の意見を少し述べながら、平成19年度一般会計決算についての賛成討論といたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

次に、8番・田中秀彦議員、どうぞ。

○8番（田中秀彦君）

認定第1号：平成19年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

合併後3年目の19年度決算内容は、合併に伴う調整項目事項であります事業が着実に実施されたと思えます。例えば、駅前周辺市街地調査業務、市道都市計画道路の整備事業、乳幼児健康育成支援事業、児童館建設、子育て支援センター建設用地の買収と造成工事、農業集落排水事業、公共下水道工事、学校耐震化工事等々であります。

平成19年度の一般会計の決算は、歳入209億4,981万1,015円、歳出193億3,312万1,247円で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額は16億1,668万9,768円となり、実質収支額も同じであります。

また、歳入決算額を自主財源と依存財源とに区分した額との比率は、自主財源は106億8,253万8,228円、構成比に直しますと50.9%、依存財源は102億6,727万2,787円、構成比で49.1%で、前年度に比べ、自主財源比率は4ポイントも増加し、よくなっております。

本年度における市税の収入済額は76億3,914万5,804円で、前年に比べ8億6,386万8,406円、約12.6%の増加、収入決算額の36.5%であります。市税収納率は91.8%で、前年度より0.2ポイント減少しておると報告がありました。財政分析指標では、財政力指数は前年度は0.75でございましたが、本年度は0.78、経常収支比率も前年度は84.8%が86.8%、実質収支比率は前年度12.3%が12.6%、公債費比率は前年度が5.2%、同じく5.2%と、いずれもよくなっておるといふ状況でございます。

しかし、市税の不納欠損額は5,983万2,979円で、前年より304万4,071円、5.4%増加いたしました。また、市税の収入未済額は6億1,937万5,022円で、前年に比べ5,720万3,740円、率に直しますと1.2%の増加となっております。要因として、収入の減少により生活が苦しく、支払いができない方が増加しており、現下の景気状況や非正規雇用者が雇用関係の3分の1を占める労働者の賃金状況を考えれば、今後市税の収入未済額が増加すると考えられる。しかし、税の公平性を考えれば、不能欠損額と収入未済額を少なくする不断の努力が必要と考える。収入未済者の中には、本来十分支払う能力がある滞納者へは法的措置も必要な時期と考える。

本市の歳入数値が前年比よりよいのは事実であるが、今後、国・県の交付税の減額が予測される財政状況を考えた場合、持続可能な財政運営のための自主財源確保の必要性、そのための工場誘致等の財源確保の施策が急務であり、必要と考えます。

一方、歳出については、決算特別委員会である議員より指摘がございました。数々の問題点が指摘がありましたが、例えば時間外勤務手当、すべての補助金に対しての内容を精査する必要性の問題、物品購入の見直しの方法の問題、AET講師配置の必要性等々、いろいろ問題点が指摘されました。今後、歳出削減に大きく寄与する問題としては、金額の大きい土木建築の工事に対する競争性のある入札方法の導入、それと市の消耗品、あるいは備品の購入方法について考慮すること。次に、市全体のコンピューターシステム借上料や委託費の一本化と委託業者との再契約時の委託費削減の交渉が大きな要因になり、数字を占めると思います。

いずれにしても、以上の内容を19年度愛西市の一般会計歳入歳出決算の認定については、全職員が歳入をふやし、歳出を削減する不断の努力を強く要望し、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第1号を採決いたします。

認定第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第1号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・認定第2号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・認定第2号：平成19年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第2号を採決いたします。

認定第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第2号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・認定第3号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・認定第3号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず、反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

認定第3号、平成19年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての反対討論を行います。

徴収委託職員の採用を行い、確実に徴収率が上がり効果がありますが、最近、特に食料、ガソリンの高騰で、払いたくても払えない市民がふえていることも事実だと考えます。不能欠損で処理するのではなく、低所得者への減免を行い、支払える保険税にすることが求められています。定率減税、老年者控除が廃止される中で、今まで非課税だった人が課税され、国保税を初めとして、介護保険料、住民税などの軒並みに値上げとなり、年金暮らしの高齢者には年金から天引きが行われるということでは、暮らしていきたくても暮らせない状況となっております。せめて、津島市を初め他の町村が行っています低所得者への減免制度を設けるべきです。平成20年度から後期高齢者医療制度が始まり、国保会計にも大きな影響が出てきます。今まで

一般会計で基本健康診査が行われましたが、平成20年度から特定健康診査を国保で行うことになり、特定健診実施計画がまとまりました。市民の健康を守るためにも、安心してお医者にかかれるためにも、もっと市に対して一般会計への繰り入れを要求し、市民のための国民健康保険制度にすべきだと考えます。

以上申し上げて、反対討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方は、どうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第3号を採決いたします。

認定第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第3号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・認定第4号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・認定第4号：平成19年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第4号を採決いたします。

認定第4号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、認定第4号は認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第5号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・認定第5号：平成19年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず、反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

平成18年度には介護保険制度が改悪をされ、介護予防することは大切なことですが、介護予防という名のもとで、今までどおり介護サービスが受けられなくなったり、ベッドや車いすが借りられなくなりました。その上、介護保険料、利用料の値上げでは、介護保険を利用したくても利用できないとの怒りの声が寄せられております。サービスを利用したいのに施設が足りない。そこで働く労働者の待遇が悪い、保険料は事業計画ごとにどんどん上がっていく。介護保険制度が改正されるたびに介護予防だの軽度の人介護の取り上げが行われたり、施設では食事代、居住費もとられ、利用すればするほど料金が上がり、利用しにくくなるばかりです。

本来、介護保険の事業主は市町村です。事業主が市民のために保険料の減免、サービスを独自に進めるなどできないようにペナルティーを国が課してくる。これでは、だれが事業主なのでしょう。国が介護保険の費用を削減するために、どんどん制度改正を行い改悪し、受益者負担という名のもとに介護サービスを利用すれば利用するほど介護保険にはね返ってくる、そういったシステムとなっています。国の負担をもっとふやして、高齢者になっても安心して介護が受けられる、そういったシステムにすべきではないでしょうか。

市民の命と財産を守る立場の自治体をもっと怒りを持って、市民の立場に立って市政運営をぜひしていただきたいと要望いたします。反対討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

1番・前田芙美子議員、どうぞ。

○1番（前田芙美子君）

認定第5号：平成19年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論をいたします。

平成12年に介護保険が始まり、平成18年4月に制度改正があり、地域包括支援センターを中心に要介護にならないように、今よりも状態が悪くならないようにと、要支援1、2の方へのサービスが始まりました。幅広くサービスがふえ、利用者もふえることはとてもいいことだと思います。要介護、要支援の審査も統一され、公平に審査会で審査されております。

名古屋中村の第一赤病院が2年後にリハビリ病院をつくるということが決まりました。病院を退院してから、家へも帰れず、施設へもなかなか入れない人たちが大勢見えましたが、こ

れからは日赤を退院しても、そのリハビリ病院で1年リハビリし、それから在宅へ帰すというシステムになります。昨年の12月議会でも言いましたが、在宅といっても家だけではなく、家にいるのと同じ生活ができるなら、集合性が高まっても、それは在宅であるという施設を責任を持って探してくれるというシステムです。そうしますと、今後介護給付費がふえてくると思われま。居宅療養管理指導を利用する人もふえてくると思われま。往診をしてもらったり、薬を届けてもらったりと、多くのサービスを受けてもらいたいと思われま。

今後ますますサービスの充実を図っていただきますようお願いしまして、認定第5号の賛成討論を終わります。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第5号を採決いたします。

認定第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、認定第5号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・認定第6号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第19・認定第6号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第6号を採決いたします。

認定第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、認定第6号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・認定第7号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第20・認定第7号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず、反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

下水道の整備は、住民の皆さんの大変強い要望であるとともに、河川の環境浄化を進める上でも本当に必要であり、整備が急がれております。その中で、愛西市の下水道は、愛知県と共同で大型公共事業として公共下水道事業が現在進められております。この大型公共下水道事業については、現在でも予算と時間が大変かかる、大変問題のある制度であります。

一方で、愛西市は、立田・八開地区では全域で農業集落排水事業を今年度ほぼ完成することになります。また、佐織・佐屋地区でもそうしたものが進められています。

合併浄化槽やコミュニティープラント等を積極的にもっと活用していくことが本当に今必要だと思えます。できるだけ早く整備をしていただきたい。自分たちが生きているうちに何とかしてほしいという声が現在の市民の声でもあります。実際、この公共下水道事業の中では、県の対象地域にならない地区も残念ながら愛西市の中にあり、それは愛西市が独自に進めていかなければなりません。そうした点も踏まえ、やはりいかに安く、そしていかに市民にとって便利に、そしてまた早く下水道事業を進めていくかをもう一度しっかりと検討することが必要ではないでしょうか。

日本共産党は、住民の皆さんの要望にできるだけ早くこたえるためにも、合併浄化槽やコミュニティープラント等をもう一度積極的に活用すべきだというふうに考えて、この決算には反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

8番・田中秀彦議員、どうぞ。

○8番（田中秀彦君）

認定第7号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

19年度公共下水道事業特別会計における歳入総額11億8,268万6,846円、歳出総額11億5,467万9,192円で、歳入歳出差引額は2,800万7,654円であります。

一方、歳入は国庫支出金が3億890万、県支出金が550万、繰入金が1億3,994万6,000円、繰越金が4,717万526円、諸収入が3,087万320円、市債が6億5,000万、合計11億8,268万6,846円

であります。

公共下水道の愛西市流域面積は856ヘクタールであり、平成15年度より平成44年までの30年の計画であると聞いております。平成15年認可の一時認可区域214ヘクタールのうち、平成19年末の進捗率は95ヘクタールで、44.4%であります。

なお、平成20年度末予定は155.9ヘクタール、72.9%とお聞きをいたしました。また、2次認可区域は、平成19年度認可区域拡大として146ヘクタールは、平成21年度以降の工事予定であるとのことでございます。公共下水の問題点は、加藤監査委員も指摘されましたが、国の負担割合が50%で、県の支出金は約5%弱、その他は市債その他繰入金等で賄うということであります。19年度の市債額が約6億5,000万で、19年度末で借入額は23億4,800万でございます。20年度の予算で約7億5,000万計上されておりますから、20年度の額を入れますと、約31億という借り入れ額になると思います。

そこで、今後事業遂行に際して、多額の公債費が必要と考えられます。今の進捗状況でも約200ヘクタールで約30億ぐらいの借り入れが必要だということは、800ヘクタールでありますから、まだ4倍要るといような、単純計算しますと数値がなると思います。この借り入れについては5年の据え置きで、23年から25年で返済するという償還計画であるとお聞きしましたんですが、借入金の償還が現実になってくれば、非常に大きな市の財政負担になると考えられると思います。

なお、平成21年末に一部供用開始を行い、面積は約100ヘクタールを供用開始をするということをお聞きしておりますが、この供用開始に当たっての大きな要件としては、加入接続、これを促進しなければいかにないかというふうに思うわけです。今からでも21年度供用開始となれば、その供用開始を接続可能な地域の方に知らせ、そして接続いただく周知徹底が必要かと思えます。また、流域下水の本管工事に際して、一軒家とか大きく離れておる地域については、費用対効果を考えて合併浄化槽等、他の合併浄化槽を利用するなど対応していく必要があると思います。しかし、日光川下流流域下水道へ、平成15年も佐屋・佐織地区は加入をされたわけでございまして、今後戻りをするにはできないと考えます。

また、将来を見据えた場合、八開・立田地区の集落排水、また佐織や佐屋のコンプラの処理場の施設が老朽化し、使用不能とか、そんなようになった場合には、流域下水へ接続も可能ではないかと考えております。

そのような観点から、市財政への負担は大変かかると想定できますが、将来的見地から、公共下水道事業は必要と考えておるところであります。

よって、認定第7号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、認定第7号を採決いたします。

認定第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第7号は認定と決定いたします。

ここで、お昼の休憩に入りたいと思います。再開は1時30分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午後0時06分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・認定第8号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第21・認定第8号：平成19年度愛西市水道事業決算の認定についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず、反対討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、平成19年度愛西市水道事業決算認定について、反対討論を行います。

平成19年度の水道事業の中では、佐織地区の水道料金の値上げが行われました。今回の水道料金の値上げは、赤字部分の解消ということで提案されていますが、しかし、今住民の皆さんの暮らしは、特に定率減税や税額控除の廃止、そして介護保険等の見直しなど、毎年負担がふえている中で、特に高齢者の方々には大きな負担となっています。そういったときに、住民の暮らしを守るべき自治体が、それに追い打ちをかけるように、本当に生死にかかわる公共料金である水道料金の値上げを行うことは非常に問題です。

また、今後、八開地区においても水道料金の大幅な値上げということが考えられますが、そうしたことを含めても、今後の愛西市の水道事業の方向性や計画をしっかりと定めることがまず先ではないかというふうに考えます。佐織地区と八開地区の水道を統合するとしても、市民の負担や料金体系など、やはり市民の皆さんのさまざまな意見をしっかりと踏まえながら考えていくことが必要ではないでしょうか。そういった点を踏まえて、この決算には反対をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、認定第8号を採決いたします。

認定第8号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、認定第8号は認定と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・陳情第11号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第22・陳情第11号：過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

通告に従い、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情について、反対討論を行います。

今回のこの陳情に関してであります。これはどうも全国さまざまところでも提出されているようです。しかし、今回のこの陳情に関しては、一つは、この陳情に書かれている有機資材の有用性や、あるいは有毒性といったものを含めて、それがどういうものなのかといったことに関して、非常に地方では事実関係が確認をできないということがまず一つの問題点であります。

また、この陳情の提出者そのものが特定企業として、自社が取り扱いをしている有機資材、農薬のような有機資材の特別な扱いや許認可等の緩和を求めているところも問題です。農水省の通達によれば、この取り扱っている資材からも農薬等も検出されています。そうした点を総合的に考えると、やはりこの陳情には問題があり、反対といたします。

○議長（加賀 博君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第11号を採決いたします。

陳情第11号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立なしであります。よって、陳情第11号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・陳情第12号（採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第23・陳情第12号：愛西市内建設業者の育成発展に関する陳情についてを議題といたします。

お諮りいたします。陳情第12号について討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

陳情第12号につきましては、経済建設委員長の報告のとおり、理事者に検討方を要望するという事で御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、陳情第12号は、理事者に検討方を要望すると決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・陳情第13号（採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第24・陳情第13号：日光川西排水路の柚木地内の敷コン整備の陳情についてを議題といたします。

お諮りいたします。陳情第13号について討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

陳情第13号につきましては、経済建設委員長の報告のとおり、理事者に検討方を要望するという事で御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、陳情第13号は、理事者に検討方を要望すると決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・陳情第14号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第25・陳情第14号：公共事業を防災・生活関連に転換し、関係事務所の執行体制等の拡充を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず、賛成討論の発言を許します。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、陳情第14号：公共事業を防災・生活関連に転換し、関係事務所の執行体制等の拡充を求める陳情について、賛成討論を行います。

現在、全国の土石流や地すべり、急傾斜崩壊などの危険箇所は、約52万5,000ヵ所というふうに言われています。毎年大きな被害が出ています。また、小・中学校の校舎の耐震改修なども含めて、今、土砂災害、地震などについて環境に配慮してしっかりとした対策を強めていくことが、今本当に必要となっています。

その一方で、国は今、地方分権改革の中で、国が管理すべき国道や1級河川などの管理を都道府県などに移譲しようとしています。これは、全会の議会でもありましたが、こうしたことはやはり国が責任をもって管理をすべきであります。

そしてまた、特に現在の国土交通省職員の働き方についても大変に大きな問題があります。国土交通省職員は、年々職員が減らされています。そして、その中での業務委託や派遣労働が実に1万5,000名にも及ぶ状況になっており、また超勤時間、勤務超過の時間についても38.5%の職員が年間360時間を超えているような大変極めて問題な状況になっています。現在、国土交通省では、入札や契約などの適正化の中で、さまざまな業務もふえています。特に、建設業者関係での調査や監督事務などもどんどんとふえているのが現状であります。

地方の出先機関も含めて、そうした中での職員の充実こそが私たち愛西市にとっても今後の愛西市の防災や、あるいは環境整備にとっても本当に必要なことだと考えます。

以上の点からも、この陳情には賛成すべきだと考えて、賛成をいたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、次に反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第14号を採決いたします。

陳情第14号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、陳情第14号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・陳情第15号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第26・陳情第15号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

陳情第15号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情について、賛成の討論を行います。

この陳情は、陳情項目として、一つ目には、国段階における学級規模縮小を実現すること。二つ目として、次期定数改善計画を早期に実現することが上げられております。学級規模の縮小については、日本の基準は学級40人まで認めているため、日本の小学校は平均で28人学級であります。欧州では、教育は対話を通じた総合活動、1クラス20人程度が限度、それが欧州の常識となっております。欧州の平均学級規模は、イギリスの小学校で24.2人、ドイツで22人、フランスで22.6人、フィンランドで15.8人とされておりまして。文部科学省は、教育予算や教職員の増員を主張しておりますが、財務省は、日本の教育予算は遜色がないと反論し、予算の増額につながる要求を抑えております。そして、今後さらに教職員1万人削減とか、学級統廃合などが進められようとしています。

そもそも日本の教育予算は、OECD（経済協力開発機構）30カ国の中で、下から2番目です。GDP（国内総生産）比率でも、各国平均が5%であるのに、日本は3.5%であります。日本では学力の低下が問題になり、政府は学力テストを実施し、学力を上げようとしておりますが、このために毎年60億円以上の予算を使っております。

今、全国学力テストは、生徒や児童にも、そして先生にも学校運営にも大きな負担となっております。自民党の中でもサンプル調査で十分だという意見も出ております。今本当に必要なことは、子供や学校間の競争をあおる全国学力テストや詰め込み過ぎなどが懸念される新学習児童要領の徹底など学力対策と、また愛国心教育など子供の心を上から鋳型にはめるような道徳の押しつけではなくて、子供たちが将来の社会の主人公になっていくための人格形成、子供たちや先生たちが伸び伸びと学べる、そして教えられる教育環境を早くつくることです。

こういう立場から、この陳情に賛成といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第15号を採決いたします。

陳情第15号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、陳情第15号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・陳情第16号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第27・陳情第16号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

陳情第16号：国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についての賛成討論を行います。

毎年、愛西市の私学に通う父兄から陳情書が提出され、大きな運動を繰り返して行われています。その結果、国も2008年度予算では、わずかですが私学助成が増額されています。運動の大きな成果でもあります。しかしながら、子供を取り巻く社会問題はますます大きくなっています。そんな中で、私学の持つ独自性を発揮できる私学の役割は増大しています。

長引く不況の中で、父母負担と教育条件の公私格差は広がり、公立とともに公教育を担っております。ぜひ国の私学助成の拡充に関する意見書の提出をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第16号を採決いたします。

陳情第16号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、陳情第16号は採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・陳情第17号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第28・陳情第17号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

陳情第17号：愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についての賛成討論を行います。

愛知の私学では、学校、地域で、父母と教師・生徒・市民も合流して、1,000を超える講座に4万人が参加するサマーセミナーや10万人を超えるオータムフェスティバルなど、多彩な取り組みが行われています。しかし、県は平成11年度に私学助成が15%カットされ、少しずつ増額はされていますが、いまだに15%は回復されておられません。公私格差をなくすためにも、子供と教育のためを最優先にして、父母負担軽減のためにも、県の私学助成の拡充に関する意見書の提出をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（加賀 博君）

他に賛成討論ございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第17号を採決いたします。

陳情第17号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、陳情第17号は採択と決定いたします。

ここでお諮りいたします。

本日配付の日程は終わっておりますが、採択されました陳情に関する意見書案が残されております。日程の追加が必要となるため、議会運営委員会を開催していただき、御協議をいただきたいと思っておりますので暫時休憩としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後1時47分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解き、再開いたします。

ただいま休憩中に意見書案第5号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見

書について、意見書案第6号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について、意見書案第7号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてが提出されましたので、直ちに議会運営委員会が開催されました。その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に意見書案3件提出されたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、お手元に配付の意見書案第5号から第7号を追加日程として、本日、御審議願うことに決定をいたしましたので、よろしく願いをいたします。

以上報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎追加日程第1・意見書案第5号（提案説明・質疑）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、追加日程第1・意見書案第5号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○20番（大宮吉満君）**

意見書案第5号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書についてであります。

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

提案説明といたしましては、要点説明とさせていただきます。

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書（案）の内容といたしましては、平成21年度の政府予算編成に当たり、国段階における学級規模縮小と次期定数改善計画の早期実施に向けて、十分な教育予算を確保されるよう要望するものでございます。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年9月26日、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

よろしく願いいたします。

**○議長（加賀 博君）**

次に、意見書案第5号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・意見書案第6号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第2・意見書案第6号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○20番（大宮吉満君）

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてであります。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

提案説明としては、先ほどと同じように内容説明とさせていただきます。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）の内容といたしましては、国の責務と私学の重要性にかんがみ、市立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持するとともに、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られることと、父母負担の公私格差を是正するための授業料助成の充実と専任教職員増など、教育改革の促進を目的とした特別助成の実現を要望するものでございます。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。平成20年9月26日、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、意見書案第6号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・意見書案第7号（提案説明・質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第3・意見書案第7号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○20番（大宮吉満君）

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてであります。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものでございます。

提案説明といたしましては、先ほどと同様に内容説明とさせていただきます。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）の内容といたしましては、私立高校等への経常費助成を増額し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを要望するものでございます。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年9月26日、愛知県愛西市議会。  
提出先は、愛知県知事あてでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、意見書案第7号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第4・委員会付託の省略について

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第4・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました意見書案第5号から意見書案第7号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書案第5号から意見書案第7号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第5・意見書案第5号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第5・意見書案第5号：学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案第5号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第6・意見書案第6号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第6・意見書案第6号：国の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第7・意見書案第7号（討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、追加日程第7・意見書案第7号：愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書についてを議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案第7号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（八木忠男君）

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9月2日から本日までの長きにわたりまして、多くの議案、そして一般会計決算認定初め、各決算認定など、それぞれ御決定をいただきまして、ありがとうございました。

また、監査委員さんにおかれましては、決算監査におきましても長期間お世話になりましたこと、厚くお礼を申し上げます。

この間に承りましたそれぞれの御指摘いただいた点につきましては、事務事業執行に当たりまして、十分留意をして進めてまいりたいと思っております。

そして、今国の方でニュースといいますか、衆議院の解散、総選挙ということが話題となっているわけでありまして。予想されますその選挙の予算につきましては、国の選挙の予算措置執行経費に基づく中で予算をとということでありまして。お願いを申し上げますのは、この予算につきましては、そのような内容でもって専決処分をさせていただきたく思いますので、その点、御了承をさせていただきたく思います。

そして、この後は、あす、あさって、全国市町村交流レガッタ、議員の皆さんも出艇をしていただいて交流を図っていただきますし、その後も体育大会、文化祭、あるいは商工祭り等々、たくさんの行事も予定されております。どうぞそれぞれ御都合をつけていただいて、御出席をさせていただきたく思います。よろしくお祈りを申し上げます。

きょう、くしくも9月26日ということで、49年前の伊勢湾台風の日であります。思いますと、自分も中学校に入って、きょうこの夜中、風やら雨やらあるいはガラスの割れる音、あるいはかわらが落ちて割れる音等々、本当身震いといいますか、布団の中にいた思いをします。明るくなる日の朝、明るくなって見ますと、私どもの地域でも大きな木が倒れ、周りにはかわらの割れた破片などがたくさん散らばっていたわけでありまして。

今回のこうした質問の中でも、そうした防災に対する安全対策をとということ、たくさん御指摘をいただきました。まさに安全面の対策も進めていかななくてはいけないということ、こうした機会をもって改めて認識をし、新年度予算に関してもでき得る措置もしてまいりたいと思っております。

朝晩、めっきり寒いなあというような言葉が出るようになりました。どうぞ議員各位におかれましても、健康に十二分に御留意をいただいて、またそれぞれのお立場で市政運営に御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（加賀 博君）

これにて平成20年9月愛西市議会定例会を閉会といたします。

午後 2 時10分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

加賀博

会議録署名議員
第30番議員

柴田義継

会議録署名議員
第1番議員

前田芙美子